

## 1. 水道事業の現状と統合の趣旨

庄内圏域の水道事業は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増大、職員の減少による技術力の低下など、様々な課題に直面しており、水道事業の経営環境はますます厳しいものとなっています。

これらの課題に対し、鶴岡市、酒田市、庄内町では、令和5年3月に県が策定した「山形県水道広域化推進プラン」の基本方針に基づき、水道事業を統合し広域化することでスケールメリットを活かして経営基盤を強化し、将来にわたり安全で安心な水道水の安定供給を継続して行うことを目的に、本地域における広域水道企業団の設立に向けて令和5年3月に「庄内広域水道事業統合準備協議会」を設立しました。

## 2. 庄内広域水道事業統合準備協議会の経過と今後の取組

### 《経過》

統合準備協議会では、事業統合の意義や水道企業団の経営に関する基本方針となる「庄内地域水道事業統合基本計画」を令和6年10月に策定し、構成市町首長による水道事業統合の基本協定を締結しました。

令和7年3月に開催した第5回統合準備協議会においては、企業団設立に必要となる企業団規約(案)を作成しました。

### 《今後の取組》

統合準備協議会で作成した企業団規約(案)について、地方自治法第290条に基づき構成市町議会の議決を得たのち、山形県へ企業団の設立許可申請を行います。また、国土交通省へ水道事業の創設認可申請を行い、令和8年4月の企業団による事業開始を目指します。

## 《企業団による事業開始までのスケジュール》

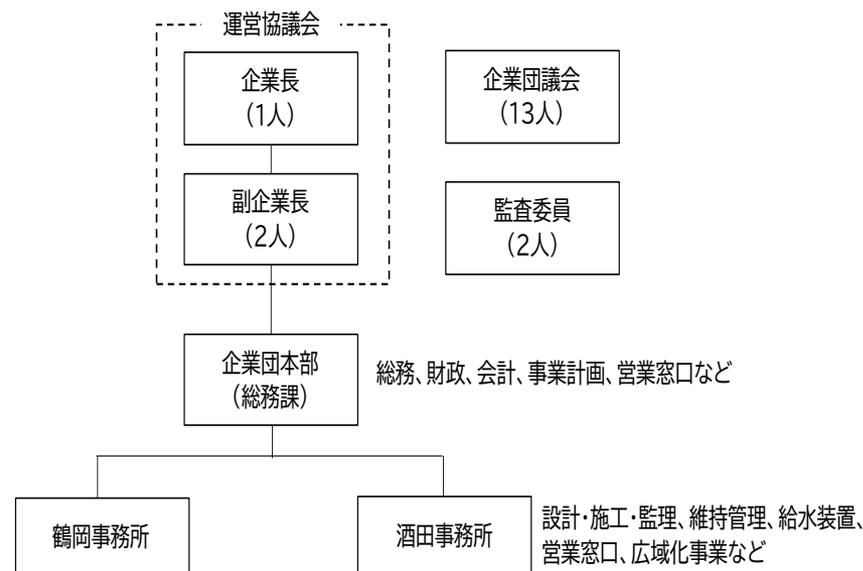
R5.3月	「庄内広域水道事業統合協議会」設立、第1回協議会 委員：構成市町首長
4月～	協議会事務局設置 鶴岡市・酒田市各2名、庄内町1名構成 ○幹事会の開催 委員：部長、課長等 概ね月1回 R7.4時点で17回開催 ○専門部会 構成市町間の事務事業調整 ・総務管理部会・営業業務部会・給水業務部会・工務建設部会 ・維持管理部会 R7.4時点で 延べ108回開催
R6.3月	第2回協議会
8月	第3回協議会 「庄内地域水道事業統合基本計画(案)」の承認
10月	第4回協議会 水道事業の統合に関する基本協定 締結
R7.3月	第5回協議会 企業団の名称、企業団規約(案)の承認
6月	各市町議会へ企業団規約について提案
7月	山形県知事へ企業団設立許可申請
10月	「庄内広域水道企業団」設立許可 企業長、副企業長の選出
11～ 12月	各市町議会より企業団議員の選出
R8.2月	第1回庄内広域水道企業団議会 開催 企業団条例や令和8年度予算の審議 等
4月	企業団による事業開始

### 3. 企業団の概要

令和7年10月の設立、令和8年4月の事業開始を目指す企業団の名称や組織体制などの概要は以下のとおり予定しています。

- (1) 名称  
庄内広域水道企業団
- (2) 構成団体  
3市町(鶴岡市(※三川町を含む)、酒田市、庄内町)
- (3) 事務所の位置  
事務所は鶴岡市上下水道部庁舎、酒田市上下水道部庁舎、庄内町企業課庁舎とし、本部を庄内町企業課庁舎に置く
- (4) 企業団議会の組織  
議員定数13人(鶴岡市6人、酒田市5人、庄内町2人)
- (5) 執行機関  
構成市町の長の互選により企業長、副企業長を置く
- (6) 職員  
企業団設立時における職員の身分は、地方自治法第252条の17の規定による構成市町からの職員派遣
- (7) 監査委員  
監査委員定数2人
- (8) 運営協議会  
企業長及び副企業長を委員とし、企業団の運営に関し、料金、規約、予算決算等の重要事項を協議

#### 【参考】事業開始時(令和8年度)の組織イメージ



## ○庄内広域水道企業団(仮称)規約(案)

### 第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団の組織)

第2条 企業団は、鶴岡市、酒田市及び庄内町(以下「構成市町」という。)をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業の経営に関する事務及びこれに附帯する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、東田川郡庄内町余目字滑石1番地1に置く。

### 第2章 企業団の議会

(企業団議会の組織)

第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、13人とし、構成市町の定数は次のとおりとする。

(1)鶴岡市 6人

(2)酒田市 5人

(3)庄内町 2人

(企業団議員の選挙の方法)

第6条 企業団議員は、構成市町の議会において、議員の中から選挙する。

(企業団議員の補欠選挙)

第7条 企業団議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた議員の属する構成市町の議会において、補欠選挙を行わなければならない。

(企業団議員の任期)

第8条 企業団議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

2 企業団議員が構成市町の議員でなくなったときは、その職を失う。

(企業団議会の議長及び副議長)

第9条 企業団の議会は、企業団議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

### 第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第10条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を代表し、企業団の業務を管理執行する。

3 企業長は、構成市町の長の互選により選任するものとし、その任期は4年とする。

(副企業長)

第11条 企業団に副企業長を2名置く。

2 副企業長は、企業長となる構成市町の長を除く構成市町の長をもって充てる。

3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

4 副企業長の任期は、4年とする。

(職員)

第12条 企業団に職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第13条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者の中から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(運営協議会)

第14条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、企業長及び副企業長をもって充てる。

### 第4章 企業団の経費

(経費の支弁の方法)

第15条 企業団の経費は、企業団の事業により生じる収入、企業債、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の額は、構成市町の協議により定める。

### 附則

この規約は、山形県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条及び第15条の規定は、令和8年4月1日から施行する。